

三次市教育委員会告示第4号

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年1月27日

三次市教育長 迫 田 隆 範

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部を改正する告示

三次市地域学校協働活動推進員設置要綱（令和3年三次市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（資格及び委嘱）

第5条 推進員は、学校区内の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。